

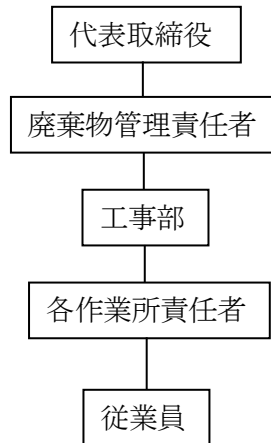
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 6 月 10日	
高知市長 桑名 龍吾 殿	
提出者	
住 所 高知市神田1508番地6	
氏 名 株式会社 馬場配管	
代表取締役 川上順三	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 088-832-7534	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	旭上街分区污水管渠築造工事(R6-5) 他
事業場の所在地	高知市旭駅前町～旭町三丁目 他
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	元請完成工事高：308,500万円 (前年度実績)
③ 従業員数	12人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建設工事で発生したがれき類は、収集運搬業者及び再生処理業者(破砕)に委託し、再生砕石として再資源化される。 建設工事で発生した木くずは、収集運搬業者及び再生処理業者(破砕)に委託し、燃料チップとして再資源化される。 建設工事で発生した建設混合廃棄物(金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くずの混合物)は、収集運搬業者及び処分業者に委託。 金属くずは再生処理業者(圧縮)で再資源化。その他産業廃棄物は処分業者(焼却・埋立)で処分される。臭化リチウムについては、燃料化される。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラ	混廃	ガラス・陶磁器
排出量	1918.66 t	8.246 t	22.06 t	0.4 t
産業廃棄物の種類	汚泥	金属	石膏ボード	臭化リチウム
排出量	1.4 t	0.4 t	0.28 t	0.54 t

(これまでに実施した取組)

- ・施工計画段階において、廃棄物の発生抑制を考慮し、工法・資材等選択する。
- ・作業所内で建設資材等を長期利用するため、修理を行い、繰り返し利用することで廃棄物の排出抑制をする。
- ・従業員を対象に廃棄物の発生抑制に関する教育を行う。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラ	混廃	ガラス・陶磁器くず
排出量	1900 t	8 t	20 t	0.1 t
産業廃棄物の種類	汚泥	金属	石膏ボード	臭化リチウム
排出量	1 t	0.1 t	0.1 t	0.1 t

(今後実施する予定の取組)

- ・これまでに実施した取組を更に徹底していく。
- ・全社員を対象に、廃棄物に関する教育を行うことで、廃棄物の適正処理についての認識を深め、廃棄物発生抑制に努める。

産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類については再資源化が高いため、他と混入しないよう優先的に分別。 廃プラスチック・ガラス陶磁器類については、作業所の保管容器にて種別ごとの分別する場所を定め、分別を徹底。分別できないものについては混合廃棄物として処理。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、廃プラ、ガラス陶磁器くず、汚泥 これまで実施してきた取組について更に徹底させる。	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t		t
	(これまでに実施した取組) 実績なし				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t		t
	(今後実施する予定の取組) 特になし				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラ	混廃	ガラス・陶磁器
	全処理委託量	1918.66 t	8.246 t	22.06 t	0.4 t
	優良認定処理業者への処理委託量				
	再生利用業者への処理委託量	1918.66 t	8.246 t	22.06 t	0.4 t
	認定熱回収業者への処理委託量				
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	産業廃棄物の種類	汚泥	金属	石膏ボード	臭化リチウム
	全処理委託量	1.4 t	0.4 t	0.28 t	0.54 t
	優良認定処理業者への処理委託量				
	再生利用業者への処理委託量	1.4 t	0.4 t	0.28 t	0.54 t
	認定熱回収業者への処理委託量				
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				

		(これまでに実施した取組) ・委託基準に従い、現場状況の地理的条件を考慮した上で、再生利用業者を優先選択にて検討し、適正な委託契約を締結している。 ・委託契約書及び、産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付を確実に 行い、適正に内容が記載されているか確認後、5年間保管する。
--	--	---

(第5面)

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラ	混廃	ガラス・陶磁器くず
	全 処 理 委 託 量	1900 t	8 t	20 t	0.1 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t			
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1900 t	8 t	20 t	0.1 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t			
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t			
	産業廃棄物の種類	汚泥	金属	石膏ボード	臭化リチウム
	全 処 理 委 託 量	1 t	0.1 t	0.1 t	0.1 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量				
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1 t	0.1 t	0.1 t	0.1 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量				
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量				
	(今後実施する予定の取組) 現状の取組のとおり今年度も実施予定。				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。